



◆ 融資実行までの手続

金融機関 ⇄ 事業者		金融機関 ⇄ 名古屋市
事業者と、融資に関する事前相談をお願いします。(事業者へ、市にも事前相談するようご案内ください。)	事前相談	
【事業内容の認定申請】(事業者→名古屋市) 事業者が、市へ「認定申請書」および必要書類一式を提出します。		
事業者から融資の申込が行われます。 ※ 市から「認定通知」が届くまで、融資の可否決定を行わないでください。	融資申込 認定通知	事業内容の審査後「認定通知」を送付 ※ 市から、事業者と取扱支店それぞれに、同時発送します。
「認定通知」受領後、「融資可否決定通知」(市より様式送付)を発行し、市と事業者の双方に送付してください。 ※ 可否決定日は「認定通知」発行日以降(同日可)としてください。 ※ 必要に応じ、市信用保証協会の保証を付してください。 ※ 市から「貸付実施依頼」が届くまで、貸付を実施しないでください。	融資決定	金融機関発行の「融資可否決定通知」を市にも送付してください。
【事業着手、届出】(事業者→名古屋市) 事業者が契約締結や車両発注等を行い、市へ「確約書」と「着手届★」(★低公害車購入は注文書の写し)を提出します。契約・発注日は「融資可否決定通知」発行日以降(同日可)です。		
「貸付実施依頼」受領後、事業者へ融資資金の貸付をお願いします。 ※ 貸付日は「貸付実施依頼」作成日以降(同日可)としてください。	貸付依頼 貸付実施 実績報告	事業着手を確認後、市から取扱支店あてに「貸付実施依頼」をお送りします。 貸付実施後、「実績報告書」(市より様式送付)を作成し、市へお送りください。

◆ 定例的な手続

金融機関 ⇄ 事業者		金融機関 ⇄ 名古屋市
補助金申請する事業者の依頼により、取扱支店で一年間の「 <u>支払利子証明書</u> 」を発行してください。 ※ 申請期間は毎年 12/1～12/10(末日が休日の場合は翌開庁日まで)です。	利子補助 書類発行	利子補助金の対象事業者リストを、10月～11月上旬に市から契約担当部署あて送付します。
	契約業務	年度末に、翌年度の契約関係書類・パンフレットを契約担当部署あて送付します。